

議案第48号

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例について

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年おいらせ町条例第46号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年6月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

国の取り扱いに準じて、夜間看護手当の支給額を改めるため提案するものである。

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年おいらせ町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「3,200円」を「3,550円」に改め、同項第2号中「2,800円」を「3,100円」に改め、同項第3号中「2,000円」を「2,150円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定による改正後のおいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例の規定による改正前のおいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。